

イヌホタルイが残草している圃場では、斑点米カメムシ類が多くすくい取られています。

多発が予想される圃場では、穂揃期1週間後の基本防除に加え、穂揃期2週間後に追加防除を行いましょう。

現在の状況

- 1 8月5日現在、県全体の出穂盛期は8月4日（県北部を除く）であり、平年より1日早い（農業普及技術課調べ）。
- 2 7月31日～8月5日に実施した出穂期の巡回調査（県北、沿岸地域を除く124地点）では、斑点米カメムシ類の発生圃場率（本田）、すくい取り虫数ともに平年並であった（図1）。
- 3 本虫の増殖源となる本田内のイヌホタルイ発生圃場率は平年より高く、特に県南部では程度が高い（図2、3）。
- 4 本田内にイヌホタルイが発生している圃場では、発生していない圃場と比較して、斑点米カメムシ類が多くすくい取られており、発生密度も高い（図4）。

防除対策

- 1 粉剤、液剤による**基本防除は、水稻の穂揃期1週間後であるので、適期を逸さないよう確実に防除する。**
- 2 次のような場合は、斑点米カメムシ類の発生が多くなるので、上記の基本防除に加え、穂揃期2週間後に追加防除を実施する。なお、穂揃期1週間後にアルバリン剤、スタークル剤を使用した場合、2回目の防除は穂揃期3週間後に実施する。
 - ア 水田付近に出穂開花中のイネ科植物（特にイタリアンライグラス）を含んだ牧草地等がある場合。
 - イ 本田内にノビエ、イヌホタルイ、シズイなどが多発している場合。
 - ウ 例年割れ籾が多い圃場の場合。
- 3 地域一斉に防除すると効果が高い。地域の穂揃期の幅が7日以内の場合、半数の圃場が穂揃期に達した時期の約7日後に一斉防除を実施する。
- 4 地域内で出穂の早い品種がある場合、その圃場に被害が集中することがあるので注意する。
- 5 水稻出穂期以降に畦畔の草刈りを行う場合は、穂揃期1週間後の薬剤散布後おおむね1週間以内（残効期間内）に行う。

留意事項

- 1 養蜂活動が行われている地域で殺虫剤を使用する場合は、養蜂家等への防除計画の事前周知に努めるなど、ミツバチへの危害防止対策を徹底する。
- 2 薬剤散布の際は、農薬使用基準を遵守し、周辺への飛散防止に努める。

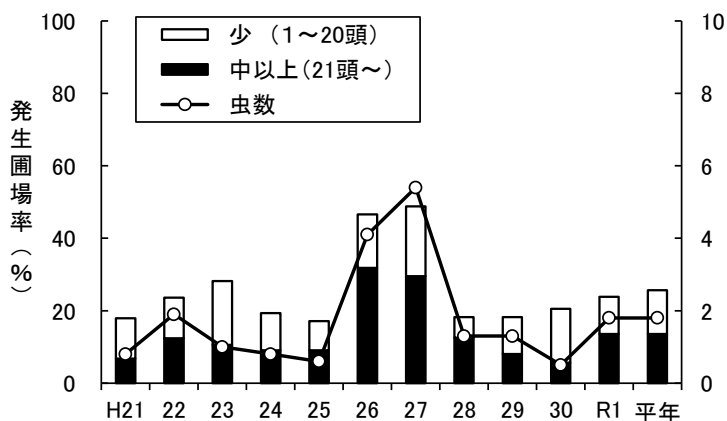


図1 斑点米カメムシ類の発生圃場率の年次推移 (8月出穂期、本田すくい取り、往復20回振)

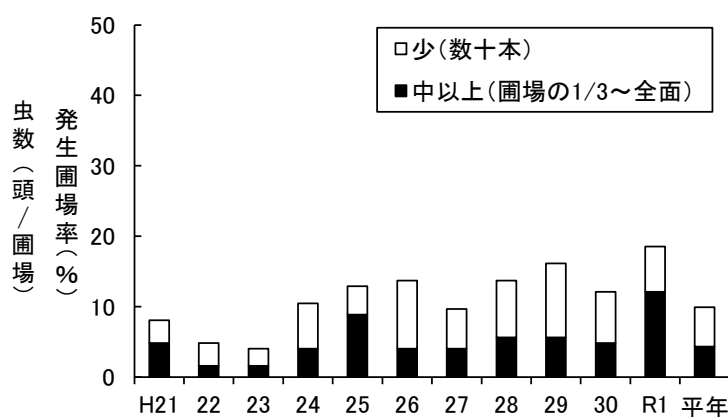


図2 本田内のイヌホタルイの発生圃場率の年次推移 (8月出穂期) ※県北、沿岸地域を除く

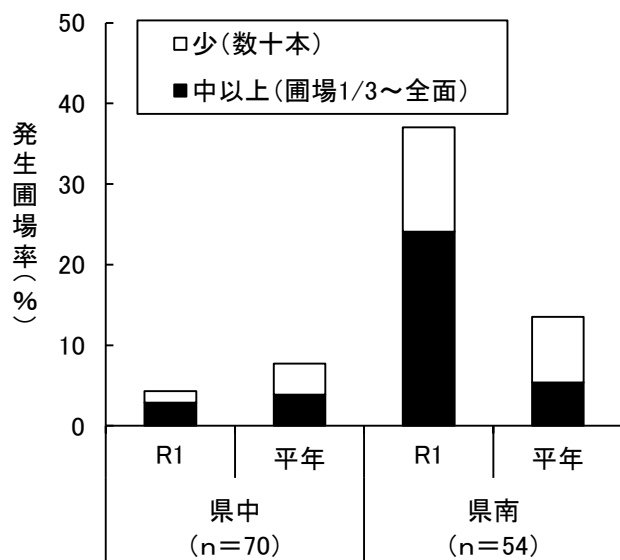


図3 地域別のイヌホタルイ発生圃場率 (8月出穂期) ※県北、沿岸地域を除く

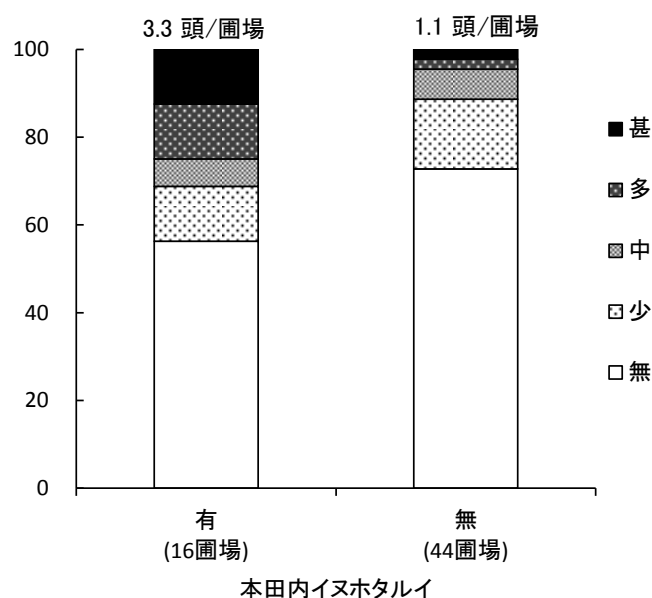


図4 本田内のイヌホタルイ有無と斑点米カメムシ類の発生程度との関係 (8月出穂期)

※1 県北、沿岸地域を除く

※2 圃場周辺に発生源のある2地点は集計から除外

☆農薬危害防止運動実施中(6/1~8/31)☆

【利用上の注意】

本資料に掲載した農薬は、令和元年8月5日現在の農薬登録情報に基づいて作成しています。

- ・農薬は、使用前に必ずラベルを確認し、使用者が責任を持って使用しましょう。
- ・農薬使用の際には、(1)使用基準の遵守(2)飛散防止(3)防除実績の記帳 を徹底しましょう。

【情報のお問い合わせは病害虫防除所まで】 TEL 0197(68)4427 FAX 0197(68)4316

☆この情報は、いわてアグリベンチャーネットでもご覧いただけます。

アドレス:<https://i-agri.net/Index/gate003>